

パシフィコ・エナジー徳山合同会社「(仮称) 周南市長穂太陽光発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年4月11日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

パシフィコ・エナジー徳山合同会社から届出のあった「(仮称) 周南市長穂太陽光発電事業 環境影響評価方法書」については、環境の保全についての適正な配慮がなされており、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、本日、同条第2項の規定に基づき、パシフィコ・エナジー徳山合同会社に対し、その旨を通知した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山口県周南市長穂地区周辺

原動力の種類：太陽電池

出 力：最大 76,800kW程度（交流）

120,408kW程度（直流）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和4年 5月31日
環境大臣意見受理	令和4年 8月 8日
経済産業大臣意見発出	令和4年 8月16日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和4年10月31日
住民意見の概要等受理	令和5年 1月10日
山口県知事意見受理	令和5年 2月17日
経済産業大臣勧告発出	令和5年 4月11日

問い合わせ先：電力安全課 長尾、一ノ宮

電話：03-3501-1742（直通）